

新型コロナウイルス感染症等が確認された場合の保育所等における臨時休園等の基本方針 (令和2年8月12日時点)

神栖市子育て支援課

神栖市内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合、次のとおりの対応とします。

1 児童・保育士が感染者（PCR検査陽性）となった場合

- (1) 当該施設は、臨時休園とします。全ての園関係者が濃厚接触者となる可能性があることから、園全体を完全休園とします。
- (2) 臨時休園の期間は、当該施設で感染が確認された日から3日間程度（日曜、休日を含む）とします。その後、一定期間、登園自粛をお願いする場合があります。
- (3) 再開の時期については、保健所等と相談のうえ、施設の消毒作業、感染者・濃厚接触者の数や保育士の確保、地域の感染状況等を総合的に判断して決定します。

2 児童・保育士が濃厚接触者（PCR検査対象）となった場合

- (1) PCR検査の結果が判明するまで、当該児童・保育士は自宅待機をお願いします。
- (2) PCR検査の結果が「陽性」だった場合は、**1と同じ**対応とします。
- (3) PCR検査の結果が「陰性」だった場合は、「通常通り開所」とします。
ただし、検査を受けた当該者は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から2週間登園を避けてください。

3 児童・保育士の同居家族や日常的に接する方（同居家族等）が濃厚接触者となった場合

- (1) 検査結果がどちらであっても、原則「通常通り開所」とします。ただし、当該児童・保育士は、同居家族等のPCR検査結果が判明するまで、自宅待機をお願いします。
- (2) 同居家族等のPCR検査結果が判明した後
 - ア 同居家族等が「陽性」で、当該家族の児童・保育士自身が濃厚接触者となった場合は、**2と同じ**対応とします。
 - イ 同居家族等が「陰性」だった場合は、保育所等に登園することに制限はありません。

4 保育所等に感染者はいないが、神栖市内において感染者が確認されている場合

- (1) 基本的に通常通りの開所ですが、状況によっては、感染予防のため保護者の皆様に登園自粛の協力をお願いする場合があります。
- (2) 次の場合、神栖市内の全て、または一部の保育所等を臨時休園をしたり、あるいは登園自粛をお願いする場合があります。（自宅保育ができない方については特別保育を実施します。）
 - ア 市内各所で感染が確認され、感染拡大のおそれがあると判断した場合
 - イ 茨城版コロナ Next Stage 4 となった場合

この基本方針は令和2年8月12日現在のもので、感染状況により変更する場合があります。